

かながわDV防止・被害者支援プランの評価について

位置づけ：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

男女共同参画社会基本法第14条に基づく「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援を重点的に推進するための計画

計画期間：2019年度から2023年度までの5年間

進行管理：2022（R4）年度も昨年度に続き、かながわDV防止・被害者支援プランの重点目標ごとの主要な取組実績について取りまとめ、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を公表します。

数値目標：5つ設定していますが、うち4つは「県民ニーズ調査」における数値をもとに設定しており、令和4年度に調査を行ったため、結果を公表します。

評価：2023（R5）年度：2022（R4）年度実績の評価を実施

[参考 困難な問題を抱える女性支援計画（仮称）について]

位置づけ：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）第8条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

計画期間：2024年度から2028年度までの5年間（予定）

DVプランとの関係：DV被害を含め、女性全体が抱える問題を「女性の福祉」として捉え、神奈川県としての女性支援の考え方、施策の方向性を明示するため、かながわDV防止・被害者支援プランと一体の計画として策定します。

スケジュール：R5.3 基本方針発出（厚労省）

第11期第7回男女審（8/21）・・・計画骨子

第8回 〃 （11/7）・・・計画素案

12月中旬～1月中旬頃・・・パブリックコメント

第9回 〃 （1/22）・・・計画案